

令和元年度 鎌ヶ谷市立第三中学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(基本理念) (いじめ防止対策推進第1条等より)

いじめは、生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。また、いじめは、どの生徒に対しても起こりうるものであり、決して許されない行為である。いじめ防止等について、全力を挙げて取り組んでいくために学校いじめ防止基本方針を策定する。

また、本校では、学校、家庭、地域と連携し、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの未然防止等のための対策を行う。

(いじめの定義) (いじめ防止対策推進法第2条)

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめの禁止)

- ・生徒はいじめを行ってはならない。
- ・いじめを認識しながら放置してはならない。
- ・いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを理解する。

(学校及び学校の教職員の責務)

- ・いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止・予防と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合、適切かつ迅速にこれに対処し、正確で丁寧な説明を行い、隠蔽や虚偽の説明をせずに対応する。そうした上でいじめの防止に努める。

2. 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

(組織の構成)

- ・いじめの防止等の対策のための組織「いじめ対策委員会」の設置、いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置する。

(構成員)

- ・校長、教頭、教務主任、生徒指導主事（主任）、学年主任（生徒指導担当）、特別支援コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー

(活動)

- ①いじめの早期発見に関すること〈アンケート調査（毎月1回）、教育相談等〉
- ②いじめ防止・予防に関すること〈道徳教育・情報モラル教育・生徒会活動⇒いじめ予防集会〉
- ③いじめ事案に対する対応に関すること。
- ④いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒理解を深めること。

(研修について)

職員会議後、全職員を対象とした管理職や生徒指導担当を中心としたいじめ問題への校内研修会を行う。

実施時期【4月・10月】

(開催)

・週1回(生徒指導部会)とし、いじめ事案の発生時は緊急開催とする。

※いじめの疑いに係る情報があった時の緊急会議⇒校長・教頭・生徒指導主事(主任)、関係学年主任、担任、関係学年職員、その他必要に応じて、教務主任、教育相談担当、部活動顧問、スクールカウンセラー、養護教諭

3. いじめの未然防止

いじめの未然防止の基本は、すべての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で、授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことである。

(1) いじめを生まない土壌づくり

いじめには、暴力を伴ういじめと、暴力をとまなわなしいじめや教員の不適切な発言や体罰からいじめに繋がるケース考えられる。暴力を伴わないいじめは、被害、加害が入れかわりやすく、水面下のものが表出して教師が発見するまでには時間がかかる傾向にある。その間、いじめられている生徒は相当な苦痛を感じ、ときには、生命の危険さえもある。また、教員の発言についても冷静で丁寧な言葉がけが必要とされる。いじめの早期発見のためには、多様な情報の収集に全力を持って取り組むが、それ以前にまず大切なのは、全生徒が安全に安心して過ごすことのできる学校の雰囲気や規範意識の醸成である。このことを十分教員が理解し、学級経営、学年経営、教科経営を行う。

① 道徳教育の充実

学年ごとに道徳指導計画や教材を十分活用・吟味しながら年間を通して行う。指導を通し、豊かな人間関係を育むことと自他を尊重する態度や規範意識の涵養、人間の弱さと気高さについての理解を促進し、行動実践に結びつけられるよう全教育活動で道徳教育を推進する。

② 人権教育の充実

生徒は人権が尊重される学校・学級で生活することを通じて、はじめて正しい人権感覚を身に付けることができる。そのために、教職員は生徒相互、生徒と教職員との心のふれあいを重視し、お互いに尊重し思いやりのある学級・学校づくりに努める。

③ 生徒会活動の活性化

・人権週間の実施と合わせて、生徒会主体の活動(いじめ予防集会)を企画し、学校生活で起こりがちな事例をもとに、全校生徒への問題提起を行う。 ・朝の挨拶運動 ・クリーン作戦 ・エコキャップ運動

④ わかる授業の推進と授業規律の確保

わかる授業づくりのために、指導方法の振り返りや他の教員の授業参観、教材研究等、授業改善に取り組む。また、毎時間、全員の生徒に学習での自己有用感を高め、少しでも達成感や充実感等での居場所づくりとするために、授業において話し合い活動等の共通実践を実施する。また、授業規律の共通理解・共通指導を行う。

⑤ インターネット等におけるいじめの防止

携帯等の使用について保護者啓発や生徒対象の講話（例：携帯安全教室）等を実施する。個人情報や、誹謗中傷の書き込みがないように、情報モラル教育や指導を継続して行う。保護者に対しても、具体的な実態をもとに保護者会等で「家庭でのルールづくり」について情報提供を行い、協力を図る。

⑥ 部活動・行事の充実

過度の競争意識、勝利至上主義がストレスを高め、いじめを誘発しないように目的や目標を掲げ、大切に活動となるように運営する。

4. いじめの早期発見

どんな些細なものであっても、真剣に受け止め、速やかに対応する。生徒が日常的に過ごす学校で休み時間や授業時間に人間関係の観察を行い、心配される様子があるときは積極的に声かけを行う。

・生徒との日頃の信頼関係の構築及び人間関係を深め、いじめを察知する。

・個別面談や教育相談の実施（年2回【6月、11月に実施】）

・教職員間における情報の共有⇒学年会、職員会議での情報の共有

⇒生徒指導部会での情報の共有

⇒授業時間外の生徒の様子の確認（休み時間等、校内パトロール）

・アンケート調査（毎月1回）＊下記は、実施方法です。

テスト隊形にで行い、周囲の生徒から記入用紙が見られないように配慮する。

無記名でも構わないことを伝え実施していく。

回収は教員が行い、他の生徒が解答用紙に触れないように注意する。

・いじめ防止に関する保護者への連絡方法

（家庭訪問の実施【8月】、三者面談の実施、保護者会、学校便り、家庭への電話連絡）

いじめ早期発見チェックリスト

家庭用いじめ発見チェックリスト

家族に心配をかけたくないという思いから、自分からいじめられていることを打ち明けられないお子さんが多いと聞かれます。しかし、必ずといってよいほど発見がみられます。いじめを発見するために、下記の項目を参考にチェックしてみてください。

◆◆◆ 登校するまでのようす

- 朝、なかなか起きてこない。
- いつもと違って、朝食を食べようとしな。
- 寝た表情をしている。ぼんやりしている。みぞこんでいる。
- 登校時間が近づくと、頭痛や腹痛、発熱、吐き気など体調不良を訴えて登校を渋る。集合場所に行かざらない。
- 友達の手をもちたがっている。
- 一人で登校（下校）するようになる。遅刻を繰り返して登校（下校）するようになる。
- 途中で家に戻ってくる。

◆◆◆ 日常における家庭生活の変化

- 服のよごれや破れ、からだにおさやすり傷があっても理由をいいたがらない。
- すぐに自分の部屋にかけこみ、なかなか出てこない。外出したくない。
- いつもより機嫌が悪い。
- 電話に出がらない。
- お金の使い方が荒くなったり、勝手に家から持ち出すようになったりする。
- 成績が下がり、書く文字の筆圧が弱くなる。
- 食欲がなくなる。ため息をつくことが多くなる。なかなか寝つけない。

◆◆◆ 持ち物の変化

- 自転車や持ち物などがこわされている。道具や持ち物に傷みがある。
- 学用品や持ち物がなくなっていく。買いつた見えのない品物を持っている。

◆◆◆ 友人関係の変化

- 遊んでいる際、友達から横柄な態度をとられている。友達に横柄な態度をとる。
- 友達の話をしなくなったり、いつも遊んでいた友達と遊ばなくなったりする。
- 友達から頻りに電話がかかってきて外出が増える。メール（ブログなど）を気にする。
- いじめの話をすると強く否定する。

◆◆◆ 家族との関係の変化

- 親と喧嘩をかわさない。
- 家族と話をしなくなる。学校の話をさけるようになる。
- 親への反抗や嫌いをいじめる。ペットにやっあたりする。



家庭においてお願したいこと

◆子どもと過ごす時間をつくる

子どもと過ごす時間がないために、一緒に過ごす時間が少なくなってしまう。学年が進んでも、家族と過ごす時間は大切。家族で少しづつ時間を確保して、食事の時間を合わせたり、就寝前の話を共有したりして、学級の話を友達、将来について話す時間をつくりましょう。

子どものスイッチを切るだけで、時間が作れることもあります。

◆子どもが、何に夢中になっているのか、どんな学習をしているのか、どんな本を借っているのかなど、近にかけてみましょう。学校の授業や、部活動や部活を止められたことが、子どもは悲しむような機会となります。

◆おとな同士の関係をつくる

学校行事やPTA活動、地域の行事に積極的に参加し、保護者同士、大人同士の関係をつくりましょう。多くの大人たちが、地味の子どもの見守り活動をつくりましょう。

いじめ早期発見のためのチェックリスト

～先生方へ～
このシートは、各先生方が、いじめの兆候に早く気づけるように学級集団をチェックするリストです。気になる項目にあてはまる児童生徒が学級にいた場合には、名前を書き入れ、その児童生徒の様子を慎重に観察してください。

場面	観察の観点	あてはまる子がいる	
		チェック	名前
始業前	<ul style="list-style-type: none"> ・遅刻、欠席、早退が多くなる。 ・登校してから、身体の不調を訴えることが増える。 		
授業中	<ul style="list-style-type: none"> ・学習意欲が低下したり、忘れ物が増えたりする。 ・グループ学習の時に、机を離されたり、避けられたりする。 ・発言に対し、冷やかしかやからかいが多い。 ・保健室によく行くようになる。 		
休み時間 ・昼休み	<ul style="list-style-type: none"> ・一人で過ごすことが多い。 ・職員室に用もなく、意図的に用事をつかって、よく来るようになる。 ・他の学級担任の先生や養護の先生へのかわりを求めにく。 ・遊びの中で、いつも同じ役をしている（させられている）。 		
給食時間	<ul style="list-style-type: none"> ・給食のおかずの量や配り忘れや不平等な配膳をされる。 ・特定の子が配膳するといやがられる。 		
清掃時間	<ul style="list-style-type: none"> ・1人みんなと難れて掃除をやらされていることがある。 ・みんなが嫌がる分担任を行っている。 		
放課後・部活動	<ul style="list-style-type: none"> ・急いで1人で帰宅する。 ・部活動を休みがちになる。 ・部活動の話を避けるようになる。 		
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・グループ分けなどでなかなか、所属が決まらない。 ・持ち物や提示物に落書きされる。 		

* 教科担任制の場合には、授業の様子をよく観察し、教職員間で情報をつなぐなど、チェックしきれないように十分配慮してください。

* 茨城県教育委員会より参照

5. いじめの相談・通報について

いじめの相談については、いじめゼロ宣言にもある「はなす勇氣」を持ち、いじめられている生徒が「みじめ」や「恥ずかしい」と捉えないようにしていきたい。また、相談することや通報することは、卑怯な行為ではないこと、相談することの大切さを伝えるとともに、相談できる場所や関係機関を紹介していく。なお、相談者に対して、学校では、「被害者の保護」、「秘密の厳守」、「全職員での見守り」を十分に配慮し、迅速かつ適切に対応する。

- ・相談箱の設置（職員室前廊下に設置）
- ・管理職、担任、生徒指導主事、養護教諭、スクールカウンセラー、教育相談担当教諭への相談
- ・青少年インターネット目安箱（鎌ヶ谷市役所）

（学校以外のいじめ相談・通報窓口の周知）

鎌ヶ谷市教育委員会学校教育課指導室	0 4 7 - 4 4 5 - 1 1 4 1
鎌ヶ谷市適応指導教室（ふれあい談話室）	0 4 7 - 4 4 5 - 4 9 5 3
鎌ヶ谷市青少年センター	0 4 7 - 4 4 5 - 4 3 0 7
鎌ヶ谷市青少年インターネット目安箱	http://www.city.kamagaya.chiba.jp/kurashi/seikatsu/seisyounenn/meyasubako.html
24時間いじめ相談ダイヤル ※文部科学省	0 1 2 0 - 0 - 7 8 3 1 0（なやみ言おう）
子どもの人権110番 ※法務局	0 1 2 0 - 0 0 7 - 1 1 0
千葉県ヤングテレホン ※県警少年相談窓口	0 1 2 0 - 7 8 3 - 4 9 7
市川児童相談所	0 4 7 - 3 7 0 - 1 0 7 7

6. いじめを認知した場合の対応

いじめを認知した教職員は、その時に、その場で、いじめを止めるとともに、いじめにかかわる関係者に適切な指導を行う。併せて、ただちに学級担任、学年主任、生徒指導担当（いじめ対策委員会）に連絡し、管理職に報告する。個々の事案に応じて柔軟かつ適切に対応するとともに、あくまでも組織としての対応をする。その際には、一方的、一面的な解釈で対処しないこと、プライバシーを守ること、迅速に保護者に連絡すること、教育的配慮のもとでのケアや指導をしていくことに留意する。

また、下記の各関係機関との連携も視野に入れる。

○関係機関との連携

連携を必要とする状況	関係機関
<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめの発生状況の報告 ・ 対応方針について相談する ・ 生徒や保護者対応を相談する 	教育委員会
<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめによる暴行、傷害、恐喝等の刑事事件の発生時 	教育委員会・児童相談所 鎌ヶ谷警察(生活安全課)
<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめられた生徒が外傷や心的外傷を負った場合 	医療機関
<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめられた生徒、いじめた生徒の心のケアが必要な場合 	児童相談所 子どもと親のサポートセンター

○対応の流れ

- ・ いじめを受けた生徒といじめを知らせてくれた生徒の安全確保
- ・ 事情聴取（原則として、いじめられた生徒⇒周囲にいた生徒⇒いじめた生徒の順に行う）
（聴取は、複数が原則であるが、場合によっては、1対1の面談が有効であればその限りではない。）
- ・ いじめ対策委員会の緊急会議（方針の明確化）
- ・ 生徒に寄り添った適切な指導
- ・ 保護者への連絡と協力要請（事情聴取をした生徒への保護者への連絡を行う）

7 いじめ問題に対する指導

- ・ いじめを受けた生徒へのケアと弾力的な対応（SC、養護教諭を交えた対応会議等の連携・助言）
- ・ いじめた生徒に対する毅然とした対応での指導（状況に応じたSCの指導、助言）
- ・ 当該生徒の保護者への対応（速やかに家庭訪問を行い、学校で把握した事実を正確に伝え、具体的な対応策を協議する）
- ・ 該当の保護者、家庭との連携、協働
- ・ いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、「傍観者」、「観衆」とならないための全生徒への「はなす勇氣」についての指導

8 重大事態への対処について

- ・ 重大事態について（いじめ防止対策推進法第28条）
 - いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ・ 重大事態が発生した際には、その旨を鎌ヶ谷市教育委員会に報告する。
 - ※重大事態における調査の主体については教育委員会が判断する。
- ・ 学校独自の組織の招集（緊急会議）
- ・ 警察や関係機関との連携

9 公表、点検、評価等について

- ・ ホームページで本校のいじめ基本方針を示す。また、保護者会や学校便りを通じて保護者への周知を行う。
- ・ 本校は、学校いじめ防止基本方針を年度ごと、または状況に応じて点検し見直しを行って行く。
- ・ いじめ問題に対しての取り組みを保護者、地域、生徒、所属職員等で評価する。（学校評価アンケートなど）課題となる事項については、いじめ対策委員で検討し、改定を行う。

（いじめ防止に対する年間活動計画）

月	活動内容
4月	いじめアンケート（4月分） 職員校内研修
5月	いじめアンケート（5月分）
6月	情報モラル講習① いじめアンケート（6月分） いじめ予防集会①
7月	いじめアンケート（7月分） 三者面談（全学年）
9月	いじめアンケート（9月分）
10月	いじめアンケート（10月分） 職員校内研修
11月	いじめアンケート（11月分） 情報モラル講習② 三者面談（3年）・二者面談（1, 2年）
12月	いじめアンケート（12月分） いじめ予防集会②
1月	いじめアンケート（1月分）
2月	いじめアンケート（2月分）
3月	いじめアンケート（3月分）

- 月末に、その月のいじめアンケートを実施する。アンケート結果に基づき、日々の生徒対応に繋げる。
- 情報モラルに関する講演会を年に2回実施し、情報に関する基礎知識を学びモラルを高める。

○年間に2回いじめ予防集会を生徒会主催で開催し、いじめが起きにくく、許さない学校・学級作りに全生徒・全職員で共通理解をはかりいじめ防止に努める。

最新：令和元年4月8日 改訂